

令和 5 年度

国営土地改良事業地区調査

吉田川流域地区排水機場測量業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区排水機場測量業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区の排水機場の基本設計に資するため、現地測量等を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、宮城県東松島市他1市3町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。

- ・ 3級基準点測量 N=39 点
- ・ 4級基準点測量 N=109 点
- ・ 現地測量 A=0.172Km²

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第24条（基準点測量作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価物は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条 共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織目標を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-7条 受注者は、共通仕様書第38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既知点は、原則として次のものを使用する。

1) 公共基準点

既設の基準点名	標高 (EL)	平面直角座標	備考
矢本	7.551	X-174765.003 Y 33146.759	電子基準点、世界測地系
涌谷	23.98	X-162086.126 Y 27395.329	電子基準点、世界測地系
利府	31.702	X-186765.475 Y 10571.186	電子基準点、世界測地系
宮城大和A	41.087	X-176346.508 Y 1618.308	電子基準点、世界測地系
色麻A	35.64	X-161114.682 Y 1470.795	電子基準点、世界測地系
S七ヶ浜	31.72	X-188710.420 Y 20147.415	電子基準点、世界測地系

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は次のとおりとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域用排水状況調査業務 報告書	1部
2	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域排水施設整備構想検討業務 報告書	1部
3	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域事業構想検討業務 報告書	1部

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打ち合わせ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-4条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして作業するものとする。

番号	業 務 名	業務実施期間 (予定)
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区統合排水機場他概略設計その他業務 (契約済)	令和5年6月30日 ～令和6年2月29日

2	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場他概略設計その他業務（契約済）	令和５年７月３日 ～令和６年２月２９日
3	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区費用対効果算定その他業務（契約済）	令和５年４月２５日 ～令和６年２月２８日
4	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区環境配慮基本方針（案）作成その他業務（契約済）	令和５年４月２５日 ～令和６年３月１９日
5	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場地質調査業務（契約済）	令和５年７月１０日 ～令和５年１２月１８日
6	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区水管理システム概略設計その他業務（仮称）	令和５年８月 ～令和６年１月

第３章 作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりであり、作業内容は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
測量作業 （１）３級基準点測量 （２）４級基準点測量 （３）現地測量	N＝39 点（新設、永久標識） N＝109 点（新設、永久標識） A＝0.172km ²	

（作業の留意点）

第３－２条 測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （１）本測量成果の検定については、測量作業規程第１４条を適用する。
- （２）現地測量
現地測量の地図情報レベルは５００とする。
- （３）工程制限
測量成果について設計に反映させるため、１機場毎に速やかに提出するものとする。

（管理技術者）

第３－３条

- １ 管理技術者は、共通仕様書第７条によるものとし、測量士でなければならない。
- ２ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。
なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

(1) 受注者は、1の機械等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。

(2) 本業務の業務写真の取り扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提供するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に変わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システムの業務について)

第4-1条

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領（農林水産省 web サイト参照）」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

- 第5-1条 共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
- また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。
- なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度打合せ内容について、監督職員と相互に確認するものとする。
- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（現地作業終了時）
- 最終回 報告書原稿作成段階
- ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。
- その際、管理技術者は共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

- 第6-1条 成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部
 - (2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

- 第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
- 宮城県大崎市古川中里6丁目7-10
- 東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所

第7章 契約変更

(契約変更)

- 第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。
- (1) 第2-1条に示す「測量作業条件」に変更が生じた場合
 - (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
 - (5) 履行期間の変更が生じた場合
 - (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
 - (7) 桧和田排水機場について、他機場との統合検討中であり、必要に応じて測量機場として数量を変更追加する。

(8) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

(測量業務作業項目内訳表)

作業項目	作業内容	数 量
1. 3 級基準点測量	機場の現地測量に必要な基準点測量を行う。 なお、測量標は永久標識を設置することとする。 詳細については、以下のとおり。 若針排水機場 3 点、前川排水機場 3 点 羽生排水機場 3 点、西川排水機場 3 点 大平排水機場 3 点、中下排水機場 3 点 前蒲排水機場 3 点、不来内排水機場 3 点 後谷地排水機場 3 点、三ヶ内排水機場 3 点 幡谷排水機場 3 点、品井沼排水機場 3 点 志田谷地排水機場 3 点	39 点
2. 4 級基準点測量	機場の現地測量に必要な基準点測量を行う。 なお、測量標は永久標識を設置することとする。 詳細については、以下のとおり。 若針排水機場 2 点、前川排水機場 3 点 羽生排水機場 7 点、西川排水機場 7 点 大平排水機場 15 点、中下排水機場 12 点 前蒲排水機場 10 点、不来内排水機場 11 点 後谷地排水機場 10 点、三ヶ内排水機場 9 点 幡谷排水機場 8 点、品井沼排水機場 8 点 志田谷地排水機場 7 点	109 点
3. 現地測量	機場の施設構造図等の作成に必要な現地測量を行う。 詳細については、以下のとおり。 若針排水機場 0.005 km²、前川排水機場 0.011 km² 羽生排水機場 0.015 km²、西川排水機場 0.007 km² 大平排水機場 0.030 km²、中下排水機場 0.013 km² 前蒲排水機場 0.005 km²、不来内排水機場 0.023 km² 後谷地排水機場 0.005 km²、三ヶ内排水機場 0.002 km² 幡谷排水機場 0.014 km²、品井沼排水機場 0.027 km² 志田谷地排水機場 0.015 km²	A=0.172 km ²

別添位置図

